# 処 分 基 準

基準の名称

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における健康診断、就業制限及び入院の取扱について

法 令 等 名	根	拠	条	項	許認可等・処分の概要
感染症の予防及び感染症の患者に する医療に関する法律	村 19				入院勧告、措置
基	準		の		内容

平成11年3月19日付け健医発第454号厚生省保健医療局長通知のとおり

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における健康診断,就業制限及び入 院の取扱いについて

平成11年3月19日 健医発第454号各都道府県知事・各政令市長・各特別区長宛 厚生省保健医療局長通知

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の施行については、平成10年10月20日厚生省発健医第346号・10畜A第2227号により厚生事務次官及び農林水産事務次官から通知されているところであるが、この法律の施行に伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における健康診断、就業制限及び入院の取扱いについて以下のとおり定めたので、十分御了知の上、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

記

## 第1 健康診断に関する事項

## 1 基本的な考え方

都道府県知事,政令市市長又は特別区区長(以下「都道府県知事等」という。)が健康診断の 勧告又は措置を行うに際しては、都道府県、政令市又は特別区(以下「都道府県等」という。) の職員から対象者に対して、勧告又は措置を行う理由、その期限、日時等感染症の予防及び感染 症の患者に対する医療に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第10条に規定する事項を 通知するほか、行政不服審査法第57条に基づく教示を行い、十分な説明を行うことが重要である こと。

### 2 健康診断の対象者

健康診断の勧告又は措置の対象者については、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、感染症の患者に濃厚に接触した者等科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者とすべきであること。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第15条の規定による積極的疫学調査を行った場合には、その結果に基づき、当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者に対して必要があると認められるときには、健康診断の措置又は勧告を行うこと。

なお,法第17条に基づく健康診断は,感染症にかかっているかどうかを把握するために行うものであって,感染症の患者等が退院した後の排菌の状況を管理するために行うものでないこと。

## 3 健康診断の勧告等を行う者

健康診断の勧告又は措置を行う者は、対象者がいる場所を管轄する都道府県知事等であって、 対象者の住所がいずれかの都道府県等の管轄区域に属するかを問わないこと。

### 4 対象者への事後の通知

感染症の症状が著しくあらわれている者について緊急に健康診断を行う必要がある場合等差し 迫った必要がある場合には、健康診断の勧告又は措置を行う理由等規則第10条に規定する事項を 通知しないことは差し支えないこと。この場合においても、勧告又は措置を行う際に、対象者に 当該通知事項について口頭により説明するよう努めるとともに、勧告又は措置の後相当の期間内 に、当該通知事項を記載した書面を交付しなければならないこと。

# 5 健康診断後の対応

健康診断の結果、法に基づく入院の対象となる者が発見された場合には、速やかに第3に定める入院の手続きに移行すること。

## 第2 就業制限に関する事項

1 基本的な考え方

就業制限については、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することが基本であり、都道府県等は、対象者その他の関係者に対し、このことの周知等を行うことが重要であること。

2 対象者への通知

法第12条第1項の届出を受けた都道府県知事等は、速やかに一類感染症の患者、二類感染症又は三類感染症の患者又は無症状病原体保有者に対して就業制限の通知をすること。

対象者がその管轄する区域外に居住する者である場合には、その者の居住地を管轄する都道府 県知事等に照会する等、対象者の居所を的確に把握し、就業制限の通知が確実に行われるように すること。

就業制限は、感染症の病原体を保有している者が特定の職業への就業を通じて当該感染症を他人にまん延させるおそれがあるため、当該者に対して就業をしないよう通知するものであることから、感染症指定医療機関に入院する等の理由により、事実上業務に従事することが困難な場合や、3の就業制限対象職種に現に従事していない場合であっても、必ず通知を行うこと。

3 就業制限対象職種

就業制限の対象となる職種は、以下のとおりとすること。

- (1) 一類感染症から三類感染症までの全ての感染症について、飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務
- (2) 接触感染がありうるエボラ出血熱,クリミア・コンゴ出血熱等のウイルス性出血熱について, 他者の身体に直接接触する業務
- (3) 飛沫感染がありうるジフテリア及びペストについて、多数の者に相対して接触する業務
- 4 就業制限の期間

就業制限の期間は、当該感染症について、その病原体を保有しなくなるまでの期間とする。当該期間を経過しているかどうかの確認のため、法第18条第3項の規定による確認請求ができることの周知を図ること。

5 就業制限の終了の確認

対象者又はその保護者が法第18条第3項の規定による確認請求を行った場合には、都道府県知事等は当該対象者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行うこと。

#### 第3 法第19条の規定による入院に関する事項

1 基本的な考え方

都道府県知事等が入院の勧告を行うに際しては、都道府県等の職員から対象者に対して、入院の理由、法第22条第3項の規定による退院請求、審査請求に関すること等規則第13条に規定する事項を通知するほか、行政不服審査法第57条に基づく教示を行い、十分な説明を行うことが重要であること。

2 法第19条の規定による入院の勧告等を行う者

入院の勧告又は措置を行う者は、勧告又は措置を行う際に入院の対象者が現にいる場所を管轄 する都道府県知事等であること。

都道府県知事等は、対象者の自宅、職場等に連絡する等早期に対象者の居所を把握し、対象者 が所轄区域外にいるときは、対象者がいる場所を管轄する都道府県知事等に対して、対象者へ入 院の勧告又は措置を行うべき旨を通報すること。

3 法第19条第4項に規定する緊急その他やむを得ない理由があるときの対応

感染症指定医療機関への入院を必要とする感染症が大量に発生した場合や重篤な合併症を有する患者であること等の理由により感染症指定医療機関に入院させることが適当でない場合については、感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であって、都道府県知事等が適当と認めるものへの入院の勧告又は措置を行っても差し支えないこと。

4 入院の期間の始期

入院の期間は、法第19条第1項又は第2項の規定により対象者が入院をした時点から起算するものであって、その時点が夜間又は休日等であることにより扱いが異なるものではないこと。

5 退院

都道府県知事等は、入院の期間が満了した対象者に対して、第20条の規定による入院の勧告がなされない場合には、速やかに当該対象者を退院させること。

また、都道府県知事等は、入院の期間中においても、対象者が一類感染症の病原体を保有していないこと又は二類感染症の病原体を保有していないこと若しくは当該感染症の症状が消失したことの確認がなされたときは、速やかに対象者を退院させること。入院の対象者又はその保護者が法第22条第3項の規定による退院請求を行った場合には、都道府県知事等は、上記の確認を速やかに行うこと。

## 第4 法第20条の規定による入院に関する事項

1 法第20条の規定による入院の勧告等を行う者

入院の勧告又は措置を行う者は、第19条の規定による入院の勧告又は措置を行った都道府県知事等であること。この場合、対象者の入院している医療機関がいずれの都道府県等の管轄区域に属するかを問わないこと。

- 2 入院勧告等の感染症の診査に関する協議会への諮問
- (1) 都道府県知事等が法第20条の規定による入院の要否について意見を聴く感染症の診査に関する協議会(以下「協議会」という。)は、診査の対象となる者が入院している医療機関の所在地を管轄する保健所に置かれたものであること。都道府県知事等は、意見を聴く際には、次に掲げるものを含めて必要な書類を協議会に提出すること。

ア 診査の対象となる者に対する入院の勧告又は措置を行う旨の通知の写し

- イ 診査の対象となる者の病原体の保有又は症状の有無に関して記録した書類
- (2) 協議会は、入院の要否を診査し、その結果を1の都道府県知事等に連絡すること。
- (3) 連絡を受けた都道府県知事等は、その内容を踏まえて、法第19条の入院の期間の満了後速やかに勧告を行い又は退院させること。

なお、診査を行う協議会の置かれている保健所が、入院の勧告又は措置を行う都道府県等の所轄区域外にある場合は、上記の(1)から(3)までの手続について事前に都道府県等間で協定を締結する等、法第20条第1項の規定による入院の勧告又は措置に支障を来すことのないようにすること。

3 入院の期間の始期

入院の期間は、法第19条の入院の期間が満了した時点から起算するものであって、その時点が 夜間又は休日等であることにより扱いが異なるものではないこと。

- 4 入院延長時の協議会への諮問
- (1) 都道府県知事等が法第20条第4項の規定による入院延長の要否について意見を聴く協議会は、診査の対象となる者が入院している医療機関の所在地を管轄する保健所に置かれたものであること。都道府県知事等は、意見を聴く際には、2(1)に準じて必要な書類を協議会に提出すること。
- (2) 協議会は、入院延長の要否を診査し、その結果を1の都道府県知事等に連絡すること。
- (3) 連絡を受けた都道府県知事等は、その内容を踏まえて、法第20条第4項の規定による入院延長を必要とする患者又はその保護者及び当該者が入院する医療機関に対して、その旨連絡すること。また、延長を必要としない者については、入院の期間の満了後速やかに退院させること。なお、診査を行う協議会の置かれている保健所が、入院延長を行う都道府県等の所轄区域外にある場合は、上記の(1)から(3)までの手続きについて事前に都道府県等間で協定を締結する等、法第20条第4項の規定による入院延長に支障を来すことのないようにすること。
- 5 その他

第20条の規定による入院に関する基本的考え方、緊急時の対応、退院については、第3に準ずるものとすること。

# 第5 その他

第1から第4までの規定により都道府県知事等が行う勧告,措置等の事務については,当該事務の処理の迅速化を図る観点から、保健所長に権限を委任し又は代決させることは差し支えないこと。